平成29年9月8日

税務課

担当者:課税・調査グループ 中川

(内線3508、直通225-1272)

法定外普通税「核燃料税」の更新に係る総務大臣同意について

本県の法定外普通税である「核燃料税」の更新については、平成29年9月8日付けで 総務大臣の同意が得られた。

これに伴い、本年6月議会で可決された「石川県核燃料税条例」を、平成29年10月8日から施行する予定。

【石川県核燃料税条例の概要】

1 納税義務者 発電用原子炉の設置者

2 課税客体 価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入

出力割:発電用原子炉を設置して行う発電事業

3 課税標準 価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額

出力割:発電用原子炉の熱出力

4 税 率 価額割:8.5%

出力割:34,900円/千kW/課税期間

5 徴 収 方 法 申告納付

6 条例適用期間 5年間(平成29年10月8日~平成34年10月7日)

【5年間の核燃料税収の見込み】

7 7 億円

【過去の税収実績見込み】

• 第5期(課税期間 平24.10.8~平29.10.7 税率17%相当) 38億円

第4期(課税期間 平19.10.8~平24.10.7 税率12%) 13億円

第3期(課税期間 平14.10.8~平19.10.7 税率10%) 47億円

• 第2期(課税期間 平 9.10.8~平14.10.7 税率 7%) 15億円

• 第1期(課税期間 平 4.10.8~平 9.10.7 税率 7%) 16億円